

議案第40号

勝山市立野向町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

勝山市立野向町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を別紙のように制定する。

令和3年9月7日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

野向町全体の持続的な活性化を目指すまちづくり活動の拠点施設とするため、勝山市立野向町コミュニティセンターを新たに設置し、施設の管理を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市立野向町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 野向町全体の持続的な活性化を図るため、野向町住民及び関係者が主体となったまちづくり活動及び交流事業並びに生涯学習の拠点施設として、勝山市立野向町コミュニティセンター(以下「コミュニティセンター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 勝山市立野向町コミュニティセンター
- (2) 位置 勝山市野向町龍谷第15号1番地

(事業)

第3条 コミュニティセンターは、第1条の設置目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 野向地区全体の持続的な活性化を図るために必要な事業
- (2) コミュニティセンターの利用に関すること。
- (3) 定期講座を開設すること。
- (4) 討論会、講習会、講演会、実習会、展覧会等を開催すること。
- (5) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (6) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (7) 各種の団体、機関等との連絡を図ること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業に関すること。

(開館時間及び休館日)

第4条 コミュニティセンターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 開館時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 休館日 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、コミュニティセンターの開館時間又は休館日を変更することができる。

(使用の許可)

第5条 コミュニティセンターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風紀を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 第1条の設置目的にそぐわないと認められるとき。
- (3) 施設等の破損又は滅失等のおそれがあると認められるとき。
- (4) その他、管理上支障があると認められるとき。

(遵守事項及び市長の指示)

第7条 市長は、コミュニティセンター使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の遵守事項を定め、コミュニティセンターの管理上必要があるときは、その使用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めたときは、使用の許可の取消し又は停止をすることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により、使用の許可を受けたとき。
- (2) 前条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。

(3) 第6条の各号の一に該当する理由が発生したとき。

(使用料)

第9条 コミュニティセンターの使用料は、別表第1及び別表第2の区分により、使用者から徴収する。

2 使用者は、前項に規定する使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用料を減免することができる。

(1) 公用又は公共用を目的とする事業の用に供するため、施設を使用するとき。

(2) 第3条第1号から第7号まで(第2号を除く。)に定める事業の用に供するため、施設を使用するとき。

(3) その他、市長が特に必要と認めたとき。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 天災、気象その他使用者の責任によらない理由で、施設が使用できなくなったとき。

(2) コミュニティセンターの管理上、特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。

(損害賠償)

第12条 使用者が、故意若しくは過失によって施設及び附属設備等を棄損又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減免することができる。

(管理の代行)

第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の定めるところにより、市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)にコミュニティセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第9条に定める使用料は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 開館時間の変更及び臨時休館に関する業務。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (3) コミュニティセンターの使用並びに使用の許可及び取消し等の業務
- (4) 別表第1及び別表第2に定める額を超えない範囲内で利用料金を定め、減免し、又は還付すること。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (5) コミュニティセンターの維持管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第5条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「できる。」とあるのは「できる。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。」と、第11条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」としてこれらの規定を適用する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、勝山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年勝山市条例第9号)及びこの条例並びにこれに基づく規則の規定に従い、コミュニティセンターの管理を行わなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(勝山市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 勝山市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和39年勝山市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中「野向 〃 〃 野向町竜谷第15号1番地」を削る。

別表第1(第9条関係)

1 基本使用料

施設使用区分	時間区分			
	午前	午後	夜間	全日
ホール	3, 140円	3, 670円	4, 190円	9, 430円
和室	520円	630円	730円	1, 570円
講座室	630円	730円	840円	1, 890円
調理室	1, 260円	1, 360円	1, 470円	3, 460円
会議室	630円	730円	840円	1, 890円

時間区分	午前 8時30分から12時30分まで
	午後 13時から17時まで
	夜間 18時から21時30分まで
	全日 8時30分から21時30分まで

2 次の各号に該当する場合の使用料の額は、基本使用料の額に当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第2

(1)	営利事業、宣伝、その他これらに類する目的のために使用する場合	
	ア	勝山市民が使用するとき。 50パーセント
	イ	勝山市民以外の者が使用するとき。 100パーセント
(2)	使用者が使用時間区分(基本使用料表の午前、午後、夜間、全日の区分をいう。)ごとに、それぞれ定められている時間を超えて使用した場合	
	ア	超過時間が30分以上1時間未満のとき。 30パーセント
	イ	超過時間が1時間以上2時間までのとき。 50パーセント
(3)	冷房又は暖房を使用する場合	
	ア	冷房を使用するとき。 40パーセント
	イ	暖房を使用するとき。 30パーセント